

将来目指すべき姿

子どもの成長・未来のために、養育費が当然に支払われる社会の実現へ

平成28年度ひとり親世帯調査での「取決め率」 母子世帯：42.9%，父子世帯20.8%
同調査「現在も履行（実施）されている率」 母子世帯：24.3%，父子世帯3.2%

制度的課題とその対応（令和3年3月～法制審議会家族法制部会で検討中）

離婚成立前後

子のための協議・取決めが十分にされない

不払い発生

不払い後、相手から回収することが困難

不払いの継続

- ・民法で養育費の重要性を明確に規定（未成年の子の監護費用の負担の義務）
- ・養育講座の提供，受講の確保
- ・養育費の定めの確認制度（債務名義化）の創設
- ・（取決めがない場合）法定額の養育費請求権の自動的発生（取決めがしやすいよう民間ADRの活用）
- ・預貯金債権に関する情報の取得の特則
- ・裁判手続の負担軽減のための見直し（義務者の住所の探知，義務者の収入の把握，財産の把握，執行手続の簡易化）

検討中の課題

運用面の対応（横断的な取組）

① 自治体との連携・プッシュ型の支援の提供

- 自治体モデル事業調査研究（5自治体で実施中）
- ・部署間連携・法律相談・裁判手続の申立書作成等支援・裁判手続の手続料補助や裁判所への付添い等の支援
 - ・民間ADRの利活用・関係機関との意見交換会

② 周知広報・情報発信

養育費動画や離婚届のチェック欄動画配信，離婚届書の標準様式の変更，別居時リーフレット作成

行政機関と連携して法的支援を強化

公的支援（立替払い・回収等）の方策の検討（横断的な取組）

- ・既存の社会保障制度との関係の調整・モラルハザードの克服・財源の確保
- ⇒ 厚生労働省等と連携しつつ，協議の場を設けて検討

養育費の不払い解消に向けた検討について

令和4年1月
法務省民事局

令和元年 令和2年1月
11月

令和2年6月

令和3年3月

公益社団法人商事法務研究会「家族法研究会」【R1.11～R3.2】

民事法研究者、実務家等を中心に民事基本法制の見直しの観点から幅広く検討。
R3.2 報告書取りまとめ

法務大臣養育費勉強会 【R2.1～R2.5】

債務名義のある養育費債権の履行確保のための公的な支援の枠組みを検討。

合計7回にわたり、地方自治体や諸外国における養育費の履行確保に向けた先進的取組について自治体、研究者等からのヒアリングを実施、養育費問題に関する現状や課題、解決可能性について現場の支援団体や相談機関等からのヒアリングを行うなどして幅広く検討。

R2.5.29 法務大臣養育費勉強会取りまとめ

養育費不払い解消に向けた検討会議 【R2.6～R2.12】

法律家、研究者、支援関係者等で構成し、現行法の下での運用改善や見直しで対応可能な課題の速やかな検討・実施を図りながら、養育費の履行確保に向けた新たな立法課題についても議論。

R2.9.9 養育費の不払い解消に向けた当面の改善方策

R2.12.24 養育費不払い解消に向けた検討会議・取りまとめ

不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース【R2.6～】

法務省と厚労省が連携を図って、養育費の不払い解消のための公的支援の問題を中心に、運用・制度の改善等について検討。令和3年6月から内閣府とも連携。

R3.2.5 法務省と厚生労働省から事務連絡

R2.12.24 制度面を中心とした論点整理

R3.12.8 法務省と厚生労働省から事務連絡

法制審議会家族法制部会 離婚及びこれに関連する制度に関する 規定等の見直し 【R3.3～】

父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい

子どもの利益確保のための司法アクセス改善PT 【R3.5～R3.9】

養育費の取決め・取立てを実現するための司法アクセスの向上という観点から、制度上・運用上の課題について幅広く検討。

離婚及びこれに関連する制度の検討について

令和4年2月 法務省民事局

主な検討課題

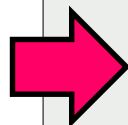
平成28年度ひとり親調査での「取決め率」
【養育費】母子世帯：42.9%、父子世帯20.8%
【面会交流】母子世帯：24.1%、父子世帯27.3%

同調査「現在も履行(実施)されている率」
【養育費】母子世帯：24.3%、父子世帯3.2%
【面会交流】母子世帯：29.8%、父子世帯45.5%

父母の離婚後の子の養育の在り方

【指摘される問題点】

- ・ 離婚後養育への父母の関わりが多様化
- ・ 離婚前後のDV等への十分な対応が必要
- ・ 協議離婚時に、子のための協議・取決めが十分にされない
- ・ 不払い養育費の取立て、回収が困難
- ・ 面会交流の安全・安心な実施が困難な場合がある



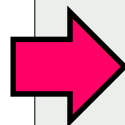
【主な論点】

- ・ 離婚後の子の養育の理念や父母の関与の在り方をどう考えるか
- ・ DV事案等への対応をどう考えるか
- ・ 離婚時の取決めをどのように促進するか
- ・ 養育費の確保をどのように実現するか
- ・ 安全・安心な面会交流をどう確保するか
他の行政施策との連携も重要

未成年養子制度の見直し

【指摘される問題点】

- ・ 節税目的で未成年養子が利用される
- ・ 再婚時に、子の利益に沿わない連れ子養子がされる場合がある



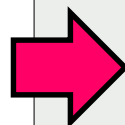
【主な論点】

- ・ 未成年養子の趣旨・目的をどう考えるか
- ・ 現行法では届出のみで足りる連れ子養子の要件を見直すべきか

離婚に伴う財産分与制度の見直し

【指摘される問題点】

- ・ 夫婦間で権利行使が十分されない
- ・ 分与時の判断のルールが明確でない



【主な論点】

- ・ 2年の除斥期間を伸長するか
- ・ 原則「2分の1ルール」を制度化するか

家族法制部会

これらの課題について令和3年3月30日から令和4年2月22日まで12回会議を開催

複数回ヒアリングも実施し、民事基本法制の観点から検討、次回会議以降から二巡目の検討に入る予定

法制審議会における制度的課題とあわせて、運用で可能な事項については随時実施

(実態調査、世論調査、養育費不払い解消調査研究事業、民間の面会交流支援団体の適切な活用に向けた仕組み作り等)

父母の離婚等に伴う子の養育の在り方に関する調査研究事業

令和4年2月 法務省民事局

目的

養育費の不払い解消や安全・安心な面会交流の実施に向けて、規模等の異なる複数の自治体と協力して関連する支援策を実施し、自治体の規模等に応じた最適な施策のパッケージについて実証的な調査研究を行うもの。

現在実施中の自治体

兵庫県宝塚市（234千人）、山口県宇部市（169千人）、千葉県東金市（58千人）、三重県伊賀市（89千人）、
熊本県人吉市（33千人）

事業内容

令和3年9月～

- **養育費に関する自治体の法的支援・紛争解決支援の在り方に関する調査・研究事業** 約800万円
 - ・ 連携意見交換会（自治体、弁護士会、司法書士会、公証人、家庭裁判所、アドバイザー（弁護士、法学者）、法務省が参加）
 - ・ 児童扶養手当受給者を対象に養育費に関するアンケートを実施
 - ・ 自治体内の戸籍・ひとり親支援等の関係部署間連携
 - ・ 自治体窓口からオンライン等で弁護士の法律相談等を受けられる支援、家庭裁判所への付添い支援
 - ・ 家庭裁判所によるオンラインでの調停手続案内
 - ・ 司法書士による強制執行申立てに係る文書作成料の補助
 - ・ 公正証書作成費用・調停申立てに係る費用等の補助 等

主な利用者の声

- ・ 弁護士相談後に、市の担当者と相談しながら相手方に働きかけをして、滞納分の養育費が支払われた。
- ・ モデル事業の法律相談は、市の窓口で、弁護士とのスケジュール調整等を全てしてくれたので、不安なく楽だった。
- ・ 自治体での法律相談は敷居がそれほど高くなく、弁護士がより身近な存在になった。
- ・ 弁護士の知り合いがいない場合には、無料法律相談はありがたい。全国に拡大していくといいと思う。
- ・ オンライン法律相談により、これまで相談できなかったエリアの弁護士に相談できるようになった。
- ・ 手続中に支払があり、強制執行の申立てには至らなかったが、執行の申立方法などを教えてもらい、とてもためになった。
- ・ 弁護士や家庭裁判所が身近に感じられるようになり、離婚後の法的問題についてアドバイスを得られてよかった。 等

主な参加自治体の声

- ・ 弁護士会、司法書士会、家庭裁判所等とネットワークを形成する第一歩となったことは、大きな成果であった。
- ・ 関係機関との人的ネットワークを構築できたことで、市民にも本モデル事業を紹介しやすくなった。
- ・ 本事業で実施したアンケートの結果により顕在化していなかった問題を把握することができた。
- ・ 法律相談が増加し、養育費の取決め等に係る問題の掘り起こしに繋がった。
- ・ Web会議によるオンライン法律相談は、お互いに顔が見えることから、相談者からも好評であり、弁護士からも対面の場合と遜色はなかったとの感想が得られた。 等

利用者・自治体から指摘された課題

- ・ 弁護士への委任や調停の申立てを決心するまでには一定の期間が必要であるから、十分な期間の継続的な支援が重要。
- ・ もっと大々的にPRをした方がいい。
- ・ 予約制の夜間窓口があれば便利だと思う。
- ・ 私は運よく支援を実施している市に住んでいたが、困っている方は他にもいるので、少しでも広がればいい。

令和3年度補正予算による対応（令和4年4月～）

- 養育費、面会交流等の取決めを促すための自治体支援モデル事業に関する調査・研究事業 約400万円
養育費、面会交流等について、自治体と協力して、離婚した父母間の協議を促す支援策を活用した支援の在り方について実証的な調査・研究を実施
- 離婚後子育て講座の在り方を検討するための自治体モデル事業に関する調査・研究事業 約400万円
自治体と協力して、離婚を検討している父母に対して、必要な法的情報を提供するための講座（養育講座）を開催し、その効果等の調査・研究を実施

令和4年度予算案による対応

- 養育費に関する自治体の法的支援・紛争解決支援の在り方に関する調査・研究事業（令和3年事業の展開） 約800万円
- 子のための裁判所の手続の在り方を検討するための自治体モデル事業に関する調査・研究事業 約300万円
自治体と協力して、養育費に関する執行手続の申立書作成補助等によって、権利者本人による裁判手続の遂行を支援するとともに、手続遂行上の課題を調査し、それを解消するための支援の在り方について実証的な調査・研究を実施

* 別居を考えている皆さま・別居中の皆さまへ *

婚姻費用(生活費や養育費等)の分担

別居・離婚時リーフレットひな型

- ・別居をしたときには、お互いの収入等に応じて、相手に、**自分の生活費や自立していない子どもの養育費等(婚姻費用)**の一部を請求することができます。
- ・話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

調停手続の概要に
関する裁判所のHP



婚姻費用の金額の目安に
関する裁判所のHP



面会交流

法務省パンフレットはこちら



- ・**面会交流**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に**会って話をしたり、**電話や手紙等の方法で交流**することをいいます。
- ・子どもがいる場合は、その**健やかな成長のために**、面会交流について**しっかりと話し合う**ようにしてください。

児童手当の受給者の変更

自治体の担当部署を記入してください。

- ・離婚に向けて別居していて、生計を同じくしていないときは、児童手当は、**児童と同居している人**に支給されます。また、配偶者からの暴力を理由に別居している場合も、受給者変更できることがあります。
- ・受給者変更の手続の詳細は、【児童手当担当部署】(公務員の場合は勤務先)に確認してください。

家庭の相談窓口

一例。養育費等相談支援センターの連絡先など、自治体の実情等により記載を適宜変更してください。

- ・夫婦、親子、扶養など家庭の問題についてお悩みがある方の相談窓口を設置しています。家族関係の改善に向けてのアドバイスを受けたり、別居中の生活で困っていることなどについて相談することができます。 **相談料無料**

相談場所 市役所〇階 □□課

受付日時 〇曜日・〇曜日 午後□時～□時 ※事前に予約申込みが必要です。

自治体独自の取組の紹介等
にご活用いただくスペース

そのほか、詳しく知りたい場合は、
【ひとり親支援担当部署】にご相談ください。

連絡先： - -
市のホームページはこちら：

二次元
バーコ
ード

DV(配偶者からの暴力)被害があるとき

自治体の担当部署を記入してください。

- ・配偶者から暴力等を受けている方に向けて、**相談・情報提供・一時保護**などを受け付ける窓口を設置しています。詳細については、【**DV相談担当部署**】(**配偶者暴力相談支援センター**)にご相談ください。

離婚を考えている方は、裏面をご覧ください。
(法テラスなどの問い合わせ先についても記載があります)

* 離婚を考えている皆さまへ *

財産分与

別居・離婚時リーフレットひな型

財産分与に関する法務省のHP



- ・離婚をしたときは、相手に対し、夫婦で取得した財産の清算を請求し、**お二人の財産を分ける**ことができます。
- ・金額等について、話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

離婚後2年間の期間制限あり。

年金分割

年金分割手続の詳細



- ・離婚した場合、**お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して**、それぞれ、自分の年金とすることができます。

離婚後2年間の期間制限あり。

子どもがいる方へ

離婚に関する法務省のHP
(Q & Aや養育費解説動画、養育費と面会交流のパンフレット等が掲載されています。)



親権者

- ・未成年の子どもを持つ夫婦が協議離婚するときは、話し合いで**親権者を定める必要**があります。**子どものために、しっかりと話し合う**ようにして下さい。

養育費

- ・**養育費**とは、**子どもが自立する(例えば大学等を卒業する。)**までに必要な費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

面会交流

- ・**面会交流**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流**することをいいます。

- ・**養育費**や**面会交流**についても、**子どもの健やかな成長のために、しっかりと話し合う**ようにしてください。

養育費に関する
裁判所のHP



面会交流に関する
裁判所のHP



児童扶養手当

- ・離婚し、子どもをひとりで育てる方は、**児童扶養手当**を受給できる場合があります。
- ・受け取れる金額等は、受給される方の所得や監護・養育する子どもの人数等に応じて異なります。詳細については、【ひとり親家庭相談窓口】に確認してください。

自治体の担当窓口を記入してください。

児童手当の受給者変更については裏面をご覧ください

(問い合わせ先)

自治体の**家庭相談窓口**について知りたい方や**DVにお悩みの方**は、裏面もご覧ください。

法的トラブルについてのお問合せは**日本司法支援センター(法テラス)**へ。



法務省のHPでは、離婚をするときに考えておくべきことを紹介しています。



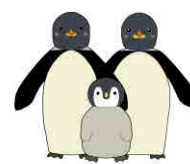
ひとり親家庭への支援策については、**厚生労働省のHP**もご参照ください。



養育費調停の簡単な申立書、 つくりました

～まだ養育費の取決めをしていない方へ～

- ・ご自身でも簡単に申し立てることができます
- ・お金もそこまでかかりません
- ・相手に住所が知られたり、相手と顔を合わせたりすることなく、
手続を進められる場合も
あります



<書式と解説はこちら>

○ わからないところは、最寄りの家庭裁判所で確認してください。
○ この書式は、原則として相手にも送付されます。

養育費の調停（話し合い）を行いたい。

提出先 _____ 家庭裁判所
提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

あなた（養育費を受け取る人）

フリガナ
お名前 _____
住 所 （同居時の住所、実家の場所等を記載する場合は「宛先欄」も提出）

相手（養育費を支払う人）

フリガナ
お名前 _____
住 所 _____
※ わからないときは、最寄りの家庭裁判所に確認してください。

あなたと相手の子ども

※ あなたと同居している場合には、「住所」は「私と同じ」で構いません。

① フリガナ
お名前 _____
住 所 私と同じ その他
誕生日 _____年 _____月 _____日生まれ（ _____歳）

② フリガナ
お名前 _____
住 所 私と同じ その他
誕生日 _____年 _____月 _____日生まれ（ _____歳）

③ 他に _____人。
⇒ 全員のお名前、住所と誕生日を①を参考にして書いた紙を付けてください。

○ わからないところは、最寄りの家庭裁判所で確認してください。
○ この書式は、原則として相手にも送付されます。

養育費の金額

相手に、次のとおり養育費を支払ってほしい。

求めたい金額が決まっている
⇒ 子ども全員分で毎月 _____円
子ども一人につき毎月 _____円 } どちらか一方で結構です。
 求めたい金額がまだ決まっていない

あなたの名前と印

氏名 _____ 印 _____

あとは、収入印紙を貼れば完成です。
無理のない範囲で、別途「これまでの経緯」も作成し、事前に提出しておく、家庭裁判所での手続がスムーズになります。

一緒に提出する場合には✓

子の戸籍に関する資料
 収入に関する資料

収入印紙 (子の人数×1200円)	裁判所が使います。 (受付印)
収入印紙 _____円	子納金 _____円



↑ **書き方動画あります！**

養育費調停の利用をぜひ検討してみてください！

法務省民事局では、このほか、親の立場で離婚するときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページやパンフレットに掲載しています。

法務省 養育費



詳しくはこちら➡